

**(参考資料) 参照意見制度の概要**

カナダの司法は、憲法問題を具体的な事実関係の中で審査する付随的違憲審査を中心としつつ、特色ある制度として、抽象的な違憲審査を可能とする参照意見制度 (Reference) を有している。これは、連邦政府からの諮問・照会に対し、最高裁判所が憲法解釈、連邦法・州法の解釈・合憲性、連邦政府及び州政府の権限問題等を審理し、勧告的意見を出す制度である。出された意見に法的な拘束力はないが、実務においては、照会に対する裁判所の意見は後の判決によってほぼ踏襲され、通常の事件における判決と同様に扱われているとされる。

州レベルでは、10 州すべてにおいて、州政府が州控訴裁判所に対して照会すること及びその意見を得た後、連邦最高裁に対し上訴することが州法により認められている。

連邦政府と州政府は、それぞれ、他の政府の法律や予定されている行為の合憲性についても照会することができる。裁判所は、照会された事項に対する回答について、質問事項が成熟していない場合<sup>1</sup>や質問事項が過度に漠然としているため十分な回答が出せない場合などにおいて、回答を拒否する裁量権を有する。

**【参照意見制度のメリット・デメリット】**

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新法や政策の合憲性につき、具体的訴訟の提起を待つことなく、理論的・仮説的な争点について審査、判断することを可能にする。</li> <li>・当事者適格の問題を回避し、私人による提起が困難であるような憲法問題についても判断を求めることができる。</li> <li>・最高裁への上訴について、上訴許可制度がとられる中で、重要な憲法問題が最高裁によって確実に判断されることを保障する。</li> <li>・憲法問題を迅速に解決できる。そのため、期間を要する通常の上訴手続の有効な代替手段としても機能している。</li> <li>・事前審査制度として用いることにより、人権憲章違反の法律制定を防ぐことができる。</li> <li>・照会事件訴訟の遂行は政府によるため、経済的負担からの訴訟断念という事態が生じない。</li> <li>・各レベルの政府が他の政府に対し、権限の正当性を立証するための弾力的手段を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な事実関係に基づかずに抽象的法理論を形成する傾向がある。</li> <li>・司法判断に適さない政治的問題に関する判断を裁判所に強いることとなる。</li> <li>・対審の手続を前提とせずに、抽象的な憲法問題を判断することが、裁判所の能力を超える。</li> <li>・適切に代表されない私人の権利利益に不当な影響を与え、デュー・プロセスの原則に反する。</li> </ul> <p>現在の参照意見制度の審査過程は、利害関係者が適切に代表されるための手続、事実問題を含む必要な情報を収集するための手段の開発、対立する立場を代表する弁護士等による争点の十分な展開など整備が進み、デメリットとして掲げた問題点は、かなり解決されてきていると指摘されている。</p>

佐々木雅寿『現代における違憲審査制の性格』有斐閣 (1995 年) をもとに作成。

<sup>1</sup> 「現実的で現在の紛争を生じていない」ため、「司法問題というより学問的問題」である質問に対する回答拒否の例を挙げている (佐々木雅寿上記掲載書)。

### 【事例 1】憲法改正に関する照会（1981 年）

1980 年初頭、憲法改正問題について、州すべての合意が得られない状況下において、当時のトルドー首相が、州政府の合意を得ずに、連邦政府が一方的に憲法改正を行う方針へと転換した際、マニトバ、ニューファンドランド、ケベックの 3 州の州政府がそれぞれの州の控訴裁判所に対し、連邦・州の関係や州の権限に影響を与える憲法改正に、州政府の合意が憲法慣例上、また、憲法規定上必要かどうかについて照会を行った。その後、連邦最高裁により、連邦政府の一方的な改正は合法的であるが、他方、歴史的には州政府の合意を必要としてきたとの意見が出され、その結果、連邦政府及び州政府は、再度交渉のテーブルにつき、憲法改正案に重要な改正が加えられた上で 1982 年憲法が制定された。

### 【事例 2】ケベック州の独立に関する照会（1998 年）

ケベック州の一方的独立が認められるかどうかについて、1995 年に実施されたケベック州住民投票（独立反対派が勝利）を踏まえた連邦政府からの諮問に対し、連邦最高裁は、1998 年、州の一方的独立は認められない、ただし、州民の明確な意思表示があった場合、連邦政府には分離独立交渉を開始する義務が生ずる旨の意見を提出した。連邦政府は、その意見を受け、州民の「明確な意思表示」に関する基準を示す“ Clarity Act ”を制定した。

この「参照意見制度の概要」は、以下の文献をもとに事務局において作成した。

- ・加藤普章『カナダ連邦政治』（2002 年）東京大学出版会
- ・佐々木雅寿『現代における違憲審査制の性格』（1995 年）有斐閣
- ・佐々木雅寿「カナダにおける違憲審査制度の特徴」『北大論集』39 巻 3 号（1988 年）
- ・ロバート・J・シャープ「カナダ憲法における司法制度と違憲審査権（1）」『法学雑誌』43 巻 1 号（1996 年）

---

## 《最高裁判所法》

総督による意見照会

### （意見照会）

**第 53 条** 総督は、次に掲げる事項に関する法又は事実の重要な問題について、審理のため最高裁判所に対し照会することができる。

- (a) 憲法の解釈
- (b) 連邦法又は州法の合憲性若しくは解釈
- (c) 1867 年憲法並びに他の法律及び法により総督に与えられた教育に関する事項についての上訴管轄権
- (d) すでに行使されあるいは行使されようとしている連邦議会若しくは州議会の権限、又はその政府の権限

総督は、第 1 項に掲げた事項に含まれるか否かの最高裁判所の判断に関わりなく、総督が照会することを適当であると判断した事項に関する法又は事実の重要な問題について、審理のため最高裁判所に対し照会することができる。

第 1 項及び前項に掲げられた事項及び総督により照会された事項に関する問題は、すべて重要な問題であると終局的にみなすものとする。

第 1 項及び第 2 項に基づき最高裁判所に対して照会がなされた場合、当該裁判所は、照会された事項を審理し、それぞれの質問に対し回答を与えなければならない。最高裁判所は、それぞれの質問に対する理由を付した裁判所の意見を、その参考にするため、総督に対し文書で示さなければならない。かかる意見は最高裁判所への上訴事件の判決と同様の方法で宣言されなければならない。多数意見と異なる意見を有する裁判官は、同様の方法でその意見を文書で示さなければならない。

照会された質問事項が州議会において制定された法律若しくはその条項の合憲性に関連する場合、又は、なんらかの理由によりいずれかの州が当該質問事項に特別の利害関係を有する場合、その州の法務総裁は、自ら適当と判断する場合その主張を裁判所に対して行うため、当該照会事件における聴聞について通告を受けるものとする。

最高裁判所は、利害関係を有する者並びに利害関係を有する者の団体が存在する場合係る団体の代表としての一人若しくは複数の者に対し、本条に基づく照会における聴聞に関して通告が行われること、また、かかる利害関係者が裁判所において自己の主張を提出する権利を有することを保障するため、命令する権限を有する。

最高裁判所は、その裁量において、利害関係を有しかつ弁護士により代表されていない者の利益を主張することをいずれかの弁護士に対し要請することができる。そのために必要とされる合理的費用は、連邦議会により訴訟費用として配分された財源の中から、大蔵大臣により支払われることができる。

最高裁判所法の条文は、佐々木雅寿「カナダにおける違憲審査制度の特徴」『北大論集』39 巻 3 号(1988 年)の訳文を引用しつつ、現行法に合わせて衆議院憲法調査会事務局において部分的に更新した。